

# 三宅隆介 議会報告

平成25年 第4回 川崎市議会定例会・一般質問

2014.2  
市政レポート vol.44川崎市議会議員 三宅隆介(市議会控室)  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-9-3  
川崎市役所 第2庁舎6階 電話:044-200-3650

## 市職員の組合特権 『特殊健康診断』、見直しへ

川崎市役所では、特殊な業務を担う市役所職員に対して、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断を実施しています。

これは有害な業務など政令に定めるものに従事する職員に対して行う健康診断ですが、川崎市の場合、労働安全衛生法では認められていない**法定外の健診にまで税金を使い実施**しています。

例えば児童相談所や生活環境事業所、あるいは各保育園に勤める市の職員などに対してのみ、労働安全衛生法の法定外の健診が税金によって行われています。

一方、保育士や清掃事業員など、同じ業務を担っている**民間人には税金は投入されません**。これこそまさに**官民格差の一例**です。

以下、質疑の要旨を掲載します。

### 三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。  
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、  
元衆議院議員・松沢成文 秘書。  
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。[現在3期目]  
川崎市多摩区中野島在住。

<http://ryusuke.weblogs.jp>

三宅隆介 検索

2面

市営住宅使用料を滞納している  
生活保護者について

### 法定外の特殊健康診断は 組合特権ではないのか

#### 質問 ● 三宅 隆介

本市が実施している特殊健康診断について伺う。まず、過去3年間のその健診の全てと、支出している金額とその支出根拠を示してほしい。また、労働基準監督署はこのような事実を把握しているのか伺う。

#### 答弁 ● 総務局長 (小金井 勉)

現在、本市職員に行っている法定外の特殊健康診断は5種類あります。過去3年間の支出金額は平成22年度が約350万円、平成23年度が約292万円、平成24年度が約253万円です。その根拠としては、本市職員安全衛生管理規則第16条第1項の市長が必要と認める健康診断を実施するとの規定に基づき、職員の健康保持と公務災害防止のために実施している。また、労働基準監督署への報告義務はありませんが、各職場で記録を残しておるところから、労働基準監督署の調査が行われた場合等において実施状況を把握することが可能となっています。

### 明確な医学的根拠のない法定外診断

#### 質問 ● 三宅 隆介

現在、本市が行っている法定外の健診は医学的に必要なのかどうか伺う。そして、その医学的判断はどこで誰によってなされているのかも伺う。

#### 答弁 ● 総務局長 (小金井 勉)

医学的知見に基づき、厚生労働省で定められた規則、指針、基準等に準じて、その業務を所管する局で、職員の健康保持と公務災害防止対策として実施しています。

### 必要な診断ならば、なぜ法定外となっているのか

#### 質問 ● 三宅 隆介

答弁によれば「厚労省が定めた基準に準じて」ということである。準じて…ということは、絶対的に必要ではないということ。どうしても医学的もしくは安全性の観点から必要というのであれば、なぜ本市が行っているこの法定外の健診が法律に書き込まれなかったのか伺う。また、どうしても必要というのであれば、これまで市としてこれら法定外の健診を法定内にするよう国に対して働きかけてきた実績はあるのか伺う。

#### 答弁 ● 総務局長 (小金井 勉)

業務の特殊性、危険性のある業務に従事する職員を対象として実施しているものでございまして、法定外の特殊健康診断の対象者につきましては、個々の業務内容や従事時間の長短、危険度の度合いなど法定の特殊健康診断には該当しない職員を対象に、1年から3年の間隔で業務を所管する局において実施しているところです。

裏面に続きます ●●●▶

## 当局が法定外『特殊健康診断』の見直しを約束

### 質問 ● 三宅 隆介

この健診がされていない同業の民間人は、公務員より安全性が低くても構わないということになるということか。どうしても必要であるというのであれば、川崎市は同業の民間人に対しても公務員と同じように安全性を高めるために補助金を出すべきである。法定外の健診については雇用主の判断で行えということになっているわけだが、民間企業が民間のお金でそうした法定外の健診を受けさせるのは自由なことであるが、役所が法の対象となっていない職種に税金でやるのは、これこそ市民感情から言って理解は得られないのではないか。

### 答弁 ● 総務局長 (小金井 勉)

健康診断の開始から業務の内容、作業環境、設備等、労働環境が変わっている職場もございますので、職場環境や業務実態、また産業医等の意見も踏まえ、見直しを検討してまいりたいと存じます。

### 質問 ● 三宅 隆介

見直す、ということだが、見直しなどと言わないで、今ここで、市民感覚をもってぱっさとクリアカットに切るのが市民市長を標榜する市長の決断にふさわしいと思うが。

### 答弁 ● 市長 (福田 紀彦)

この特殊健康診断の話については、実は今回、初めて知りました。今、局長の答弁でありましたように、時代が昭和50年代ぐらいから続いてきているものもあるということも知りました。そういった意味でしっかりと見直していきたいと考えております。

### 質問 ● 三宅 隆介

すでに予算編成が進んでいる。落ち落ちしていると予算に計上されてしまう。いつまでに結論を出すのか。

### 答弁 ● 市長 (福田 紀彦)

医学的見地の話というのかもしれませんが、その点を踏まえた上でしっかりと早急にやりたいと思います。

### 三宅の視点 隆介の主張

調査によれば、法定外の診断にまで税金を投入する医学的な根拠は無いようです。仮に安全性の観点から、どうしても必要というのであれば、本市が行っている法定外の健診が、なぜ法定内にならなかったのか疑問です。

市長ならびに当局は見直しを約束しましたので、今後とも議会の立場から注視して参ります。

# 市営住宅使用料を滞納している生活保護者について

## 生活保護制度の健全化にむけて

**滞納世帯数406世帯、  
滞納金額1億938万413円**

### 質問 ● 三宅 隆介

本市において生活保護を受給し、市営住宅に入居している世帯は全市で何世帯なのか、また、そのうち市営住宅使用料を滞納している世帯は何件なのか、その滞納金額は幾らなのか、さらに、3カ月以上の累積滞納世帯は何件なのか、また、これら滞納世帯への具体的な対応についても伺う。

### 答弁 ● まちづくり局長 (田中 敬三)

入居世帯1万5,794世帯のうち、生活保護世帯数は2,089世帯です。生活保護世帯の市営住宅使用料の滞納状況については、生活保護受給以前の滞納分を含め、滞納世帯数406世帯、滞納金額1億938万413円です。このうち滞納月数3カ月以上の世帯については264世帯です。滞納世帯への対応については、毎月の住宅使用料が支払われていない者については、平成15年10月から、福祉事務所に依頼し、支給される保護費の中から本人にかわって福祉事務所が直接支払いをする代理納付を行っています。また、生活保護受給以前の滞納分については、指導相談を行い、分割での支払いを進めるなど、滞納の解消を図っておりますが、必要に応じて福祉事務所とも連携し対応しています。

**自治体間の情報が制度的に  
十分共有されていないという課題**

### 質問 ● 三宅 隆介

生活保護受給者で、本市に実際には住んでいないにもかかわらず生活保護費を給付したなど、結果として他都市との重複支給となった事例はあるのか？

### 答弁 ● 健康福祉局長 (伊藤 弘)

過去5年間で本市の生活保護受給者で他都市において重複支給した事例としては、本市で簡易宿泊所を居所として生活保護を受けていた者が他都市へ外出した際、体調が悪くなり、本市で受給していることを申告しないまま生活保護の申請を行い、受給に至った後、重複支給の事実が判明しました。現行制度におきましては、自治体間の情報が制度的に十分共有されていないという課題があります。

### 三宅の視点 隆介の主張

現行制度のままでは、相手の自治体の調査が不十分である場合、こういことが再び起こり得るということであり、法の不備でもあります。機会あるごとに国に対して法整備の改正をお願いするよう当局に要望しました。